

住宅ローン減税1.4万人過大

13〜16年分適用誤り追加徴収

国税庁は11日、住宅ローン減税の制度適用を誤って所得税を控除しすぎた人などが、2013〜16年分の申告で約1万4500人いたと発表した。納税者の申

告ミスに税務署が気づかなかつたという。対象者には税務署から11月以降、申告内容の確認を求める文書を送付。数十万円程度の追加納税が必要となる人もいる

とみられる。同行によると、ミスのうち約1万2600人は、親などから住宅購入資金の非課税贈与を受けつつ、住宅ローン減税も申告した人。

贈与の非課税資金の住宅ローン減税を受けた場合のイメージ

親などから非課税贈与



住宅ローン残高

3000万円

差額

2800万円

取得価格

3500万円

低い方をもとに控除額を計算しなければならない

本来は「住宅取得価格から贈与額を差し引いた額」と「住宅ローンの年末残高」を比べて低い方をもとに控除額を計算するが、高い方をもとにしていた。また、自宅の売却益が3

千万円まで非課税になる制度を受け、住宅ローン減税を使えないのに使っていた人が約1800人いた。このほか約1000人は、所得が一定以上で住宅購入資金の非課税贈与が適用されな

いに適用していた。

ミスは、会計検査院の指摘で発覚。国税庁の担当者は「申告誤りの是正が適時に行われず、納税者には是正をお願いすることは申し訳ない」としている。

住宅ローン減税は住宅の購入や増改築をして入居した人が、ローン年末残高の1%を最高年50万円、10年にわたり税額控除できる制度。政府・与党は消費増税対策として拡充する方向で調整している。(花野雄太